

16 軽油引取税の課税状況

(1) 軽油の引取数量の状況

	区 分	数 量 (kl)
	引 取 数 量 ①	255,130
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②	30,208
	差 引 ①-② ③	224,922
欠減量	特 約 業 者 分 1/100	2,152
	元 売 業 者 0.3/100	29
	計 ④	2,181
	課 税 標 準 量 ③-④ ⑤	222,741
申告納付等の区分	燃料炭化水素油の販売量 (法144の2 ③)	0
	課税対象とならない数量	0
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量 (法144の2 ④)	0
	課税対象とならない数量	0
	炭化水素油の消費量 (法144の2 ⑤)	7
	課税対象とならない数量	3
	みなす課税された軽油の消費・譲渡額 (法144の3 ①V)	3
	課税対象とならない数量	1
	みなす課税された軽油の輸入量 (法144の3 ①VI)	0
	その他	216
	課税対象とならない数量	3
	計 ⑥	226
	課税対象とならない数量の計 ⑦	7
	課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	219
合 計 ⑤+⑧	222,960	

	区 分	件 数 (件)	
特別徴収義務者数等	元 売 業 者	本 店 の 数	0
		登 録 数	17
		事 務 所 等 の 数	2
	特 約 業 者	本 店 の 数	47
		登 録 数	135
		事 務 所 等 の 数	124
	計	本 店 の 数	47
		登 録 数	152
		事 務 所 等 の 数	126
	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	0
		事 務 所 等 の 数	0
	そ の 他 の 者	本 店 の 数	0
		事 務 所 等 の 数	0

- (注) 1. 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう (法144の14③)。
 2. 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量 (法144の2⑥)、特約業者の自己消費 (法144の3① I)、元売業者の自己消費 (法144の3① II)、免税軽油の譲渡 (法144の3① III)、免税軽油の用途外使用 (法144の3① IV) によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給 (法144の22④ (法144の25⑤の準用含む)) により課税された軽油の合計数量をいう。
 3. 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量 (法144の2⑥)、特約業者の自己消費 (法144の3① I) 及び元売業者の自己消費 (法144の3① II) によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。

